

第369回矢板市議会定例会

議 案 書

令和3年9月

矢 板 市

議案第17号	矢板市立学校の設置に関する条例の一部改正について	……	P20
議案第18号	矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について	……	P23
議案第19号	教育委員会委員の任命同意について	……	P26
議案第20号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	……	P27
	て		
議案第21号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	……	P28
	て		
議案第22号	令和2年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に	……	P29
	ついて		
議案第23号	令和2年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分	……	P30
	について		

議案第 1 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 2 号 令和 3 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 3 号 令和 3 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 号 令和 3 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 号 令和 3 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 号 令和 3 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（以上別冊）

議案第7号

令和2年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度矢板市一般会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第 8 号

令和 2 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第9号

令和2年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第10号

令和2年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第 11 号

令和 2 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2
年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算を、別紙の
とおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第 1 2 号

令和 2 年度矢板市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 2 年度矢板市水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

議案第13号

令和2年度矢板市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度矢板市下水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第14号

矢板市印鑑条例の一部改正について

矢板市印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市印鑑条例の一部を改正する条例

矢板市印鑑条例（昭和51年矢板市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 印鑑登録の証明（第13条・<u>第14条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第15条—第19条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（印鑑登録原票登録事項の修正）</p> <p>第11条 市長は、<u>第5条第2項各号（第7号を除く。）の登録事項</u>について変更があることを知つたときは、職権で当該事項を修正することができる。</p> <p>（印鑑登録証明書の交付）</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 印鑑登録の証明（第13条—<u>第19条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第20条—第23条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（印鑑登録原票登録事項の修正）</p> <p>第11条 市長は、<u>第5条第2項の登録事項（第7号を除く。）</u>について変更があることを知つたときは、職権で当該事項を修正することができる。</p> <p>（印鑑登録証明書の交付）</p>

第13条 略

2・3 略

4 前項に規定する方法による印鑑登録証明書の作成ができない場合は、印鑑登録証明事項の複写機による写し又は当該申請に係る者の申出により、登録印鑑の提示を求め、当該印鑑の印影が印鑑登録原票に登録されている印影と相違ないことを証明する方法により作成した印鑑登録証明書をもつてこれに代えることができる。

第13条 略

2・3 略

4 前項に規定する方法による印鑑登録証明書の作成ができない場合は、印鑑登録証明事項の複写機による写し又は当該申請に係る者の申し出により、登録印鑑の提示を求め、当該印鑑の印影が印鑑登録原票に登録されている印影と相違ないことを証明する方法により作成した印鑑登録証明書をもつてこれに代えることができる。

(専用端末機による印鑑登録証明書の
交付)

第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機に印鑑登録証及び暗証番号（暗証として入力される4けたのアラビア数字をいう。以下同じ。）を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

(暗証番号の届出等)

第15条 前条の規定により印鑑登録証明書
の交付を受けようとする者は、印鑑
(暗証番号)登録申請書(届)に印鑑登録証
を添えて、あらかじめ自ら市長に暗証番号
を届け出なければならない。

2 暗証番号登録の届出の確認は、第4
条第2項から第4項までの規定を準用
する。

3 市長は、前項の規定による確認をし
たときは、当該暗証番号を登録しな
ければならない。

(暗証番号の変更等)

第16条 暗証番号の変更又は廃止をし
ようとする者は、印鑑登録証暗証番号
(変更・廃止)届に印鑑登録証を添え
て、自ら市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出の確認は、第
4条第2項、第3項及び第4項の規定
を準用する。

(矢板市行政手続条例の適用除外)

第17条 この条例の規定に基づく印鑑の登録及び証明に関する処分については、矢板市行政手続条例（平成9年矢板市条例第19号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(暗証番号の管理)

第18条 市長は、第15条及び第16条の規定により届出のあつた暗証番号を厳重に管理しなければならない。

2 暗証番号の登録者は、届け出た暗証番号を他に漏らしてはならない。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第14条 前条 の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第19条 第13条 の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業

者が設置する端末機で、証明書等を交付する機能を有するものをいう。)に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号をいう。)その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第15条～第17条 略

(矢板市行政手続条例の適用除外)

第18条 この条例の規定に基づく印鑑の登録及び証明に関する処分については、矢板市行政手続条例(平成9年矢板市条例第19号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

第19条 略

者が設置する端末機で、証明書等を交付する機能を有するものをいう。)に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号をいう。)その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第20条～第22条 略

第23条 略

附 則

この条例は、令和4年3月1日から施行する。

議案第15号

矢板市行政財産使用料条例の一部改正について

矢板市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

矢板市行政財産使用料条例（昭和 57 年矢板市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>第 3 条の 2 学校開放に伴う<u>設備</u>の 使用料の額は、前条の規定にかかわら ず、別表に定めるところによる。</p>			<p>第 3 条の 2 学校開放に伴う<u>照明設備</u>の 使用料の額は、前条の規定にかかわら ず、別表に定めるところによる。</p>		
別表（第 3 条の 2 関係）			別表（第 3 条の 2 関係）		
施設の名 称	学校名	使用料（1 時 間につき）	施設の名 称	学校名	使用料（1 時 間につき）
略			略		
武道場照 明設備	略	略	武道場照 明設備	略	略
<u>空調設備</u>	<u>矢板小学校</u>	<u>1, 0 0 0 円</u>			
	<u>矢板中学校</u>	<u>1, 5 0 0 円</u>			
	<u>泉中学校</u>	<u>1, 0 0 0 円</u>			
	<u>片岡中学校</u>	<u>1, 0 0 0 円</u>			

備考 略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の矢板市行政財産使用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けて設備を使用する者の当該使用に係る使用料について適用する。

議案第16号

矢板市手数料条例の一部改正について

矢板市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市手数料条例の一部を改正する条例

矢板市手数料条例（平成12年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
(1)～(17) 略		(1)～(17) 略	
<u>(18)</u> ・ <u>(19)</u> 略		<u>(17の2)</u> ・ <u>(18)</u> 略	
		<u>(19) 個人番</u>	<u>1件につき 80</u>
		<u>号カードの再交</u>	<u>0円</u>
		<u>付手数料</u>	
(20)～(45) 略		(20)～(45) 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

矢板市立学校の設置に関する条例の一部改正について

矢板市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

矢板市立学校の設置に関する条例（昭和 39 年矢板市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 2 条関係） 小学校		別表第 1（第 2 条関係） 小学校	
名称	位置	名称	位置
略		略	
矢板市立川崎小学校	略	矢板市立川崎小学校	略
		<u>矢板市立豊田小学校</u>	<u>矢板市豊田 80</u> <u>2 番地</u>
略		略	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（矢板市行政財産使用料条例の一部改正）

- 2 矢板市行政財産使用料条例（昭和 57 年矢板市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第3条の2関係）			別表（第3条の2関係）		
施設の名 称	学校名	使用料（1時 間につき）	施設の名 称	学校名	使用料（1時 間につき）
略			略		
体育館照 明設備	略	略	体育館照 明設備	略	略
	略	略		略	略
	川崎小学校	略		川崎小学校	略
	略	略		<u>豊田小学校</u>	<u>400円</u>
	略	略		略	略
	略	略		略	略
	略	略		略	略
	略	略		略	略
	略	略		略	略
	略	略		略	略
	略	略		略	略
略			略		
備考 略			備考 略		

議案第18号

矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

矢板市立学校給食共同調理場設置条例（昭和62年矢板市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称、位置及び対象学校)			(名称、位置及び対象学校)		
第2条 共同調理場の名称、位置及び対象学校は、次のとおりとする。			第2条 共同調理場の名称、位置及び対象学校は、次のとおりとする。		
名称	位置	対象学校	名称	位置	対象学校
略			略		
矢板市立矢板東学校給食共同調理場	略	矢板市立東小学校 <u>矢板市立安沢小学校</u>	矢板市立矢板東学校給食共同調理場	略	矢板市立東小学校 <u>矢板市立豊田小学校</u>
			<u>矢板市立泉学校給食共同調理場</u>	<u>矢板市泉526番地</u>	<u>矢板市立泉小学校</u> <u>矢板市立泉中学校</u>
略			略		

矢板市立矢 板北学校給 食共同調理 場	略	<u>矢板市立泉</u> <u>小学校</u> 矢板市立矢 板中学校 <u>矢板市立泉</u> 中学校	矢板市立矢 板北学校給 食共同調理 場	略	<u>矢板市立安</u> <u>沢小学校</u> 矢板市立矢 板中学校 _____ _____
------------------------------	---	--	------------------------------	---	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第19号

教育委員会委員の任命同意について

本市教育委員会委員として、下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]
氏 名 岡 友 美
生年月日 [REDACTED]

議案第20号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 桑 野 厚

生年月日 [REDACTED]

議案第21号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 善 林 景 子

生年月日 [REDACTED]

議案第22号

令和2年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金1億6,980万7,556円のうち500万円を減債積立金に、1,000万円を建設改良積立金に積み立て、6,983万6,114円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第 23 号

令和 2 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金 2 億 3, 163 万 5, 194 円のうち 1 億 5, 562 万 6, 535 円を資本的収入額が資本的支出額に不足する額に補填し、残余を繰り越すものとする。

令和 3 年 9 月 2 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎